

# 産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和5年(2023年)9月22日

宇部市議会議長 山下節子様

産業建設委員長 早野 敦

## 記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第78号	宇部市空家等対策の推進に関する条例中一部改正の件	原案可決	空家等に対し緊急安全措置を講ずることができるよう、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第79号	宇部市手数料徴収条例中一部改正の件	原案可決	マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、マンション管理計画の認定に係る手数料を新設するものであり、妥当なものと認めた。
議案第81号	工事請負契約締結の件(宇部市新庁舎2期棟新築(建築主体)工事)	原案可決	工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第82号	工事請負契約締結の件(宇部市新庁舎2期棟新築(電気設備)工事)	原案可決	工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議 決 の 理 由
議 第 8 3 号	工事請負契約締結の件 (宇部市新庁舎 2 期棟新築 (機械設備) 工事)	原 案 可 決	工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議 第 8 4 号	宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件	原 案 可 決	令和 4 年度宇部市下水道事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議 第 8 5 号	宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件	原 案 可 決	令和 4 年度宇部市水道事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。